

第四章 医療法人

(医療法人)

第三九条 病院 医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることが出来る。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

* 「法人」 民法三三三 民法等の準用 法六八 医療法人台帳 令五の六、規則三八

(名称の使用制限)

第四〇条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

* 罰則 法七七

(施設又は資産)

第四一条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

* 二項の「厚生労働省令」 規則三〇の三四

(業務の範囲)

第四二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九條第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 疾病予防のために酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体運動をいう。次号において同じ)を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するもの設置

五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するもの設置

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三條第三項第二号から第六号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第七号に掲げる事業の実施

2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの(以下「特別医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行うことができる。

一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の二分の一を超えて含まれることがないことその他公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は厚生労働省令で定める者に帰属させる旨を定めていること。

3 前項に規定する厚生労働大臣が定める業務(第六十四條の二において「収益業務」という。)に関する会計は、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務及び第一項各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

* 一 項四、五号の「厚生労働大臣の定める基準」 四 厚告一八六(医療法第四十二條第一項第四号及び第五号に規定する施設の職員、設備及び運営方法に関する基準) 七号の「厚生労働大臣が定めるもの」 一〇 厚告一五(厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業) 二 項本文の「厚生労働大臣が定める業務」 一〇 厚告一〇八(厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務) 一 号の「厚生労働省令」 規則三〇の三五 一 二 号の「厚生労働省令」 規則三〇の三五 二

「定款」 民三七・三八 「寄附行為」 民三九

「登記」

第四三条 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に對抗することはできない。

3 登記所は、医療法人に関して登記をしたときは、その登記した事項を遅滞なく公告しなければならない。

* 一 項の「政令」 昭三九政令二九(組合等登記令)(登記)の届出 令五の七 罰則 法七六一

(設立認可)

第四四條 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員たる資格の得喪に関する規定

八 解散に関する規定

九 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十 公告の方法

3 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。

4 この章に定めるものの外、医療法人の設立認可の申請に必要事項は、厚生労働省令で定める。

* 四 項の「厚生労働省令」 規則三一・三六

「認可」の取消 法六五・六六、民七一 「認可」をしない場合の弁明の機會の付与等 法六七

(設立認可基準)

第四五條 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四一條の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

(医療法人の成立)

第四六條 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

* 「政令」 昭三九政令二九(組合等登記令) 「設立の登記」 民四五 「登記」の届出 令五の七

(役員)

第四六條の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事については、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもつて足りる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくつた日から起算して二年を経過しない者

三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者

* 「理事」 民五二・五六 「監事」 民五八・五九 「認可」の申請 規則三一の二・三六 「役員」の変更の届出 令五の八

「認可」の取消 法六五・六六、民七一 「認可」をしない場合の弁明の機會の付与等 法六七

「登記」

「認可」

「認可」

「認可」

(理事長)

第四六条の三 医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

2 前条第一項ただし書の規定に基づき都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章(第四項を除く。)の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

3 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

* 「認可」の申請 規則三二の三・三六
(審理者たる理事)

第四七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことができる。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失ふものとする。

* 「認可」の申請 規則三二の四・三六
(監事の兼職制限)

第四八条 監事は、理事又は医療法人の職員(当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

(理事の補充)

第四九条 理事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内にこれを補充しなければならない。

(定款又は寄附行為の変更)

第五〇条 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

3 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遡及なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

* 第一項の「厚生労働省令」 規則三二の二

「変更」 民三八 「認可」の申請 規則三二・三六 罰則 法七六の二

(決算の届出)

第五一条 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出なければならない届出の手續は、厚生労働省令で定める。

* 第二項の「厚生労働省令」 規則三三・三六

「会計年度」 法五三 罰則 法七六の二

(書類の整備 閲覧)

第五二条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならぬ。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。

* 罰則 法七六の二

(会計年度)

第五三条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(剰余金配当の禁止)

第五四条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

* 罰則 法七六の三

(解散)

第五五条 社団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

一 定款をもつて定めた解散事由の発生

二 目的たる業務の成功の不能

三 総会の決議

四 他の医療法人との合併

五 社員の欠亡

六 破産

七 設立認可の取消

2 財団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生

二 前項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

3 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

* 「合併」 法五七 「設立認可の取消」 法六五・六六

「認可」の申請 規則三四・三六 「認可」をしない場合の併明の機会 付与等 法六七

(残余財産の帰属処分)

第五六条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が給社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。

3 財団たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第五七条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併することができる。

2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる。

3 財団たる医療法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

* 「認可」の申請 規則三五・三六 「認可」をしない場合の併明の機会 付与等 法六七

(財産目録、貸借対照表の作成)

第五八条 医療法人は、前条第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

* 罰則 法七六の四

(債権者の保護)

第五九条 医療法人は、前条の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

* 罰則 法七六の四

(合併による医療法人の設立事務)

第六〇条 合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(権利義務の承継)

第六一条 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関する行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の効力の発生)

第六二条 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

* 「政令」 昭三九政令二九(組合等登記令)

(報告及び検査)

第六三條 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 第二十五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

* 身分を示す証票 規則四二の二 罰則 法七六四の二

(法令等の違反に対する措置)

第六四條 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解任を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員を解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

* 役員を解任を勧告する場合の弁明の機会の付与等 法六七 罰則 法七六五

(特別医療法人の業務の停止)

第六四條の二 都道府県知事は、収益業務を行う特別医療法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があるとき、次の各号のいずれかに該当する事由があるとき、当該特別医療法人に対し、収益業務の停止を命ずることができる。

- 一 当該特別医療法人が定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行うこと。
二 当該特別医療法人が収益業務から生じた収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てないこと。
三 収益業務の継続が、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障があること。

* 罰則 法七六五

(設立認可の取消)

第六五條 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後一年以内正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六六條 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により設立の認可を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

(厚生労働大臣による設立認可取消処分指示)
第六六條の二 厚生労働大臣は、第六十四條第一項及び第二項、第六十四條の二、第六十五條並びに前条第一項の規定による処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの規定による処分を行うべきことを指示することができる。

(弁明の機会の付与等)
第六七條 都道府県知事は、第四十四條第一項、第五十五條第三項若しくは第五十七條第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四條第二項の規定により役員を解任を勧告するに当たっては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
3 第一項の規定による弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。

(運用規定)

第六八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十條から第四十四條まで、第五十條、第五十一條第一項(法人の設立のときに關する部分に限る)及び第二項、第五十二條第二項、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條から第六十六條まで、第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部分に限る)、第七十八條から第八十三條まで、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十五條及び第三百一十一條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條から第三十七條乃至、第三百三十八條から第三百三十七條まで、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三の規定は、医療法人について準用する。

* 罰則 法七六六、七六八
(設置規定)
第六八條の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十四條第一項、第四十五條、第四十六條の二第一項ただし書、第四十六條の三第一項ただし書及び第二項、第四十七條第一項ただし書、第五十條、第五十一條第一項、第五十五條第三項、第四項(第五十七條第五項において準用する場合を含む)、以下この項において同じ。及び第五項、第五十六條第二項及び第三項、第五十七條第四項、第五十八條並びに第六十四條から第六十八條まで中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第四十五條第二項、第五十五條第四項、第六十四條第三項及び第六十六條第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは、「社会保障審議会」と、第六十三條第一項中「都道府県知事は」とあるのは、「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。

審議会」と、第六十三條第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十四條第一項、第四十六條の二第一項ただし書、第四十六條の三第一項ただし書、第四十七條第一項ただし書、第五十條第一項、第五十五條第三項、第五十六條第二項及び第三項並びに第五十七條第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。(政令への委任)

第六八條の三 この章に特に定めるものの外、医療法人の監督に關し必要な事項は、政令でこれを定める。 * 「政令」 法五の六の一〇

◎医療法施行令

(昭和三・一〇・二七)
政令三三二六

(医療法人台帳等)

第五条の六 厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ医療法人台帳を備え、厚生労働大臣にあつては、二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について、都道府県知事にあつては、その他の医療法人で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものについて、厚生労働省令で定める事項を記載しなくてはならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人(二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人を除く)が、他の都道府県の区域内へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しなくてはならない。

* 一項の「厚生労働省令」は規則三八

「台帳」の保存期間は令五の九

(登記の届出)

第五条の七 医療法人が、組合等登記令(昭和三十一年政令第二十九号)の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。

(役員変更の届出)

第五条の八 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(書類の保存期間)

第五条の九 都道府県知事は、医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類を、当該医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類に係る医療法人の解散した日から五年間保存しなければならない。

* 「厚生労働省令」は規則三九

(統管規定)

第五条の一〇 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る前三条の規定の適用については、これらの規定中「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

(昭和三十一年五月)

第五章 医療法人

(医療法人の自己資本額)

第三〇条の三四 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の百分の二十に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額(繰越損失金がある場合にはその額を控除した額)をいう。

(特別医療法人とされる公的な運営に関する要件) 第三〇条の三五 法第四十二條第二項第一号の規定による要件は、次のとおりとする。

一 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものであること。

二 当該医療法人が開設する医療提供施設のうち、一以上のものが次に掲げる病床のいずれかを含む病院又は診療所であること及び四十人以上の患者を入院させるための施設を有するものであること。救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定に基づき救急病院であることを告示されたものであることその他公益の増進に著しく寄与する事業を営むに足りる施設を有するものであること。

イ 専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床

ロ 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床

ハ 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床

ニ 精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院

ホ 又は診療所の当該機能に係る病床
治療方法の確立していない疾病に患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

ヘ 小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院又は診療所であつて、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床

ト 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

チ 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

リ 病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床

三 当該医療法人の業務について、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 社会保険診療に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつて算出される場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額の概ね百分の十以下の場合をいう。)の場合に限る。)をきむ。)の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えるものであること。

ロ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。)に対し請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるものであること。

ハ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額は、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

四 当該医療法人につき医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

五 当該医療法人の設立者、役員等(その理事、幹事、評議員その他これらの者に準ずるものをいう。以下同じ。)若しくは社員又はこれらの者の親族等(これらの者と親族関係を有する者及び次に掲げる特殊の関係がある者をいう。)に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないものであること。

イ これらの者とまた婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ロ これらの者の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にして居るもの

2 法第四十二條第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、他の特別医療法人とする。(持分の定めのある社団医療法人から持分の定めのない社団医療法人への移行)

第三〇条の三六 社団である医療法人で持分の定めのないものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。

2 前項の規定により社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合は、当該医療法人は、その資本金の全部を資本剰余金として整理するものとする。

3 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

(設立認可の申請)
第三一条 法第四十四條第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為
二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録

三 出資申込書又は寄附申込書の写し
四 設立決議録
五 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記簿、銀行等の証明書類
五の二 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、当該医療法人の資産が第三〇条の三十四條第一項に規定する要件に適合していることを証する書類

六 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九條第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
六の二 法第四十二條第一項第五号又は第六号に掲げる業務を行うとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書
八 設立者の履歴書
九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類
十 役員の内任承諾書及び履歴書
十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書類
十二 当該医療法人が、法第四十二條第二項に規定する特別医療法人に該当する場合は、次に掲げる書類
イ 第三〇条の三十五條第一項各号に規定する要件に適合していることを証する書類
ロ 法第四十二條第二項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行うとする医療法人にあつては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

(理事を減員する場合の認可の申請)
第三二條の二 法第四十六條の二第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の敷地及び常時勤務する医師又は歯科医師の数を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(医師又は歯科医師以外の理事から理事長を退出する場合の認可申請)

第三二条の三 法第四十六條の三第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該理事の住所及び氏名
- 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

(管理の一部を理事に加えない場合の認可の申請)
第三二条の四 法第四十七條第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理事に加えない管理者の住所及び氏名並びに当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 二 当該管理者を理事に加えない理由

(定款等変更認可の申請)
第三二条 法第五十條第一項の規定により、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添付すること。)(及びその事由を記載した書類)
- 二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九條第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一條第五号の二(新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限る。)、第六号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二條第一項各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一條第六号の二に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

4 定款又は寄附行為の変更により、当該医療法人が法第四十二條第一項に規定する特別医療法人に該当することとなる場合にあつては、第一項各号に掲げる書類のほか、第三十一條第十二号に掲げる書類及び定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

第三二条の二 法第五十條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十四條第二項第四号及び第十号に掲げる事項とする。

(決算の届出)
第三三條 法第五十一條第一項の規定により、決算を届け出ようとするときは、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、都道府県知事に提出しなければならない。

(解散認可の申請)
第三四條 法第五十五條第三項の規定により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に左の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- 三 財産目録及び貸借対照表
- 四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

(合併認可の申請)
第三五條 法第五十七條第四項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に左の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 法第五十七條第一項又は第三項の手続を経たことを証する書類
- 三 合併契約書の写
- 四 法第六十條の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書面
- 五 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為
- 六 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
- 七 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 八 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人について、第三十一條第五号の二、第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類(一)の場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「合併後」と、第十号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替へるものとする。

(副本の添付)
第三六條 第三十一條、第三十二條、第三十四條及び第三十五條に規定する申請書及びこれに添付する書類、第三十一條の二から第三十一條の四までに規定する申請書並びに第三十三條に規定する書類には、それぞれ副本を添付しなければならない。

第三七條 削除
(医療法人台帳の記載事項)
第三八條 令第五十條の六第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 事務所
- 三 代表理事を定めたときはその氏名
- 四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 五 法第四十二條第一項各号に掲げる業務を行う場合はその業務
- 六 設立認可年月日及び設立登記年月日
- 七 設立認可当時の資産
- 八 役員に関する事項
- 九 その他必要な事項

2 前項各号の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事は、遅滞なく訂正しなければならない。

(保存する書類)
第三九條 令第五十條の九の厚生労働省令で定める書類は、法及びこの省令の規定により提出された書類とする。

(設置規定)
第三九條の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第三十一條中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)(とあり、第三十四條及び第三十五條中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第三十一條の二から第三十一條の四まで、第三十二條第一項、第三十三條及び第三十八條第二項中「都道府県知事」とあるのは、「地方厚生局長」とする。

昭和四十年三月三十一日
法律第三十四号

(一定額)
第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十六 資本等の金額、資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいう。
十七 資本積立金額、イからルまでに掲げる金額の合計額からアからエまでに掲げる金額の合計額を減算した金額をいう。

ル 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めがないものが、その設立について贈与又は遺贈を受けた全額の額又は全額以外の資産の価額(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第六十六條第四項(公益を目的とする事業を行う法人に対する課税)の規定によりこれらの資産につき贈与税又は相続税を納付する場合には、その贈与税又は相続税の額に相当する金額を控除した金額)

昭和二十五年二月三十一日
法律第七十三号

(各事業年度の所得の金額の計算)
第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
二 前号に掲げるものほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
四 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。
五 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行つた私益又は剰余金の分配(商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)又は資産の流動化に関する法律第三十二条第一項(中間配当)に規定する金額の分配その他これに類する金額の分配として政令で定めるものを含む。)をいう。

(家務) 商法一九〇

(人格のない社団又は財団等に対する贈與)
第六十六條 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該社団又は財団の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与に因り取得した財産については、当該贈与者の異なることに、当該贈与者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合(その提供に係る財産の価額が法人税法の規定によりその提供を受けた者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)について適用する。

3 前二項の場合において、第一條の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

4 前三項の規定は、法人税法第二條第六号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合(当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)において、当該贈与又は遺贈に因り当該贈与者又は遺贈者の譲渡その他これらと第六十四條第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときについて適用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは「法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「法人」と読み替へるものとする。

○所得税法

昭和四十七年三月三十一日
法律第三十三号

(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)
第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

○租税特別措置法

昭和四十七年三月三十一日
法律第三十三号

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)
第四十条 国又は地方公共団体に對し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈があつたものとみなす。民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人に對する財産の贈与又は遺贈(当該法人を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。)で当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

○租税特別措置法施行令

昭和四十七年三月三十一日
政令第三十三号

(公益法人に對する寄附財産の譲渡所得等の非課税のための手続等)
第二十五条の十七 法第四十条第一項後段の規定の適用を受けようとする者は、贈与又は遺贈(同項後段に規定する法人を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。)により財産を取得する法人の専業の目的、当該贈与又は遺贈に係る財産その他財務省令で定める事項を記載した申請書に当該申請書に記載された事項が事実と相違ないことを当該法人において確認した書面を添付して、当該贈与又は遺贈があつた日から三月以内(当該期間の経過する日前に当該贈与があつた日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合に、当該提出期限までとする。)に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の提出があつたこと又は当該書面の添付があつたこと又は国税庁長官においてやむを得ないと認める事情があり、かつ、当該贈与又は遺贈に係る山林所得又は譲渡所得につき国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書又は書面の提出があつたときは、当該期間内に当該申請書の提出又は当該書面の添付があつたものとする。

一 当該贈与又は遺贈に係る財産(当該財産につき第四項各号に規定する理由その他これらに準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由により当該財産の譲渡をする場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利を取得するときは、これらの資産)が、当該贈与又は遺贈があつた日以後二年を経過する日までの期間(当該贈与又は遺贈を受けた土地の上に建設をする当該贈与又は遺贈に係る建物のその建設に要する期間が通常二年を超えないことその他のやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該財産の贈与又は遺贈を受けた法人の当該事業の用に供することが困難である場合には、当該贈与又は遺贈があつた日以後国税庁長官が認める日までの期間)内に、当該法人の当該事業の用に供され、又は供される見込みであること。

ある者(次号において「親族等」という。)の数がそれぞれ役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

二 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二十五条第十五号に規定する役員(一)において「会社役員」という。)又は使用人である者

(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となつていない他の法人

(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらに規定する政令で定める特殊の関係のある法人を決定するに当たって同号に規定する同族会社に該当する他の法人

二 法第四十条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件(当該贈与又は遺贈が法人税法別表第一に掲げる独立行政法人に對するものである場合には、第二号に掲げる要件)とする。

一 当該贈与又は遺贈が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

三 法第四十条第一項後段に規定する法人に對して財産の贈与又は遺贈をすることにより、当該贈与若しくは遺贈者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させ、又は当該贈与若しくは遺贈者の親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならぬと認められること。

法第四十条第一項後段に規定する法人で次の各号に掲げる要件を満たすものに對する財産の贈与又は遺贈は、前項第三号の規定の適用については、同号に規定する所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならぬと認められるものとする。

一 その運営組織が適正であることと、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下この項において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(次号において「親族等」という。)の数がそれぞれ役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

二 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二十五条第十五号に規定する役員(一)において「会社役員」という。)又は使用人である者

(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となつていない他の法人

(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらに規定する政令で定める特殊の関係のある法人を決定するに当たって同号に規定する同族会社に該当する他の法人